

経税部
だより

2022(令和4)年分 年末調整のポイント

税理士 中谷 光之

年末調整は大切な手続き（年末調整を行う理由）

診療所や医療法人の給与支払者は、給与支払いの都度源泉徴収税額表で所得税及び2013（平成25）年1月からは復興特別所得税を合わせて源泉徴収することになっています。

「その源泉徴収をした税額の1年間の合計額（概算年税額）」と「給与の支払を受ける人の年間の給与総額について納めなければならない税額（正確な年税額）」と一致しないのが通常です。

一致しないのは、主に次の理由などがあげられます。

- ①源泉徴収税額表は、年間を通して毎月の給与の額に変動がないものとして作られているが、実際は年途中で給与の額に変動があること。
- ②年途中で控除対象扶養親族の数などに異動があっても、その異動後の支払分から修正するだけで、遡って各月の源泉徴収税額を修正することとされていないこと。
- ③生命保険料、地震保険料の控除などは、毎月の源泉徴収時ではなく、年末調整の際に控除することとされていること。

このような不一致を精算するため、1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付し精算することが必要となります。この精算の手続を「年末調整」と呼んでいます。

一般に給与所得者は、一の診療所等から受ける給与以外に所得がないか、給与以外の所得があっても一定額以下（少額）であるという人がほとんどです。したがって、このような人について、診療所等で年末調整により税額の精算が済んでしまうということは、確定申告などの手続を行う必要がないこととなるわけですから、年末調整は非常に大切な手続といえます。

なお、年末調整の主な対象者、非対象者は、表1のとおりです。

※表1上段（対象者）②の方は前勤務先の給与所得の源泉徴収票（令和4年分）が必要となります。

表1 主な年末調整対象者の選別

対象者	次のいずれかに該当する人 ①1年を通じて勤務している人 ②年途中で就職し、年末まで勤務している人 ③年途中で死亡により退職した人
非対象者	次のいずれかに該当する人 ①上欄に掲げる人の内、本年中の主たる給与の収入金額が2,000万円超の人 ②2力以上から給与の支払を受けている人で、他の給与支払者に「扶養控除申告書」を提出している人 ③「扶養控除申告書」を提出していない人（乙欄適用者）

表2 源泉徴収簿 右側の年末調整欄抜粋（簡易版）

	区 分	金 額	税 額
年 末 調 整	給料・手当等	A	B
	賞与等	C	D
	計	E	F
	給与所得控除後金額	G	
	所得金額調整控除額（E－8,500,000円）×10%	H	←最高150,000円
	調整後の給与所得金額 G－H	I	
	給与等からの社会保険料等控除分	J	
	申告による社会保険料	K	
	申告による小規模企業共済掛金	L	
	生命保険料の控除額	M	
	地震保険料の控除額	N	
	配偶者（特別）控除額	O	
	扶養控除額及び障害者等の控除額計	P	
	基礎控除額	Q	
	所得控除の合計額	R	
	差引課税給与所得及び算出所得税額	S	T
住宅借入金等特別控除額		U	
年調所得税額（T－U）△の場合は0		V	
年調年税額 R×102.1%		W	
差引超過額又は不足額（F－W）		X	

表3 給与所得控除額

給与等の収入金額（ア）	令和2年分以降 給与所得控除額（イ）	
	①右以外	②子育て・介護世帯（注1）
162.5万円以下	55万円	55万円
162.5万円超180万円以下	（ア）×40%－10万円	（ア）×40%－10万円
180万円超 360万円以下	（ア）×30%＋8万円	（ア）×30%＋8万円
360万円超 660万円以下	（ア）×20%＋44万円	（ア）×20%＋44万円
660万円超 850万円以下	（ア）×10%＋110万円	（ア）×10%＋110万円
850万円超1,000万円以下	195万円（上限額）	（ア）×10%＋110万円 ＋（注2）
1,000万円超		210万円（上限額）

（注1）下記①～③のいずれかに該当

- ①その者が特別障害者に該当する場合
- ②年齢23歳未満の扶養親族を有する場合
- ③特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合

（注2）下記の金額をプラス

〔給与収入金額（1,000万円限度）－850万円〕×10%

表4 2022（令和4）年分の年末調整のための算出所得税額の速算表

課税所得金額（ア）	税率（%） （イ）	控除額（円） （ウ）	税額計算式
195万円	5	—	（ア）×（イ）－（ウ） （千円未満切捨）
330万円	10	97,500	
695万円	20	427,500	
900万円	23	636,000	
1,800万円	33	1,536,000	
1,805万円	40	2,796,000	

※課税給与所得金額が1,805万円を超える場合は年末調整の対象となりません。（確定申告が必要です）

年末調整に関する主な改正点

2022（令和4）年分の年末調整では、2021（令和3）年分に比べて大きな改正事項はありません。ただし、民法改正により本年4月1日から成人年齢が20歳から18歳に引き下げられました。令和4年分給与所得の源泉徴収票の「未成年者」欄は、従業員が2005（平成17）年1月3日以後生まれの方の場合「○」を付してください。また、従業員の市区町村に提出する給与支払報告書（前述の「源泉徴収票」複写用紙の1～2枚目）は2023（令和5）年1月1日以降は複写用紙の2枚目はなくなり、1枚の提出となります。

例年、源泉徴収義務者の方向けに送付されていた「年末調整のしかた」、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」及び「源泉徴収税額表」のパンフレット等が、本年よりリーフレットのみの送付となっています。

また、税務署主催の年末調整説明会については、実施しない代わりに国税庁ホームページに「年末調整がよくわかるページ」を開設し、年末調整に関する様々な情報が提供されていますので、ご参照ください。

年末調整の手順

【1】年末調整について必要書類及び控除証明等の準備をし、令和4年分給与所得に対する源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」といいます）を基に行います。具体的には「源泉徴収簿」の右側（表2）を表示し、各欄をアルファベット記号（A～X）で説明していきます。

①A～Fの金額欄

「源泉徴収簿」左側各月の給与及び賞与の収入及び算出源泉税額の合計を右側（表2）のA～Dに記入し、各欄の合計額E及びFを算出します。

②G 「E－給与所得控除額（表3）」の金額を記入

③H 令和4年分給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書（以下「調整控除申告書」といいます）を準備し、本人の給与収入金額が850万円超の場合に「調整控除申告書」下欄で調整該当の判断をし、次の計算金額を記入

「（給与収入金額－850万円）×10%（15万円限度）」

④J 「源泉徴収簿」左側の社会保険料等控除額の年間合計額を記入

⑤K～N 令和4年分給与所得者の保険料控除申告書で計算し、各欄に記入

⑥O 「調整控除申告書」上欄の右側欄で金額を判定し記入

⑦P 令和5年分給与所得者の扶養控除申告書で扶養控除等の人的控除を確認し、所定の控除額を記入

⑧Q 「調整控除申告書」の左側欄で金額を判定し記入

⑨R K～Qの金額の合計額を記入

⑩S 「I－R」の金額を記入（千円未満切捨）

⑪T Sの金額を表4の所得税速算表により当てはめ、所得税額を算出

⑫U 住宅借入金等特別控除を受ける最初の年分については、各自が確定申告して控除の適用を受けます。2年目以降の年分については、年末調整で控除が適用されるため、従業員が提出した住宅借入金等特別控除申告書をもとに記入します。

なお、他に年末調整で処理できない控除は以下のものがあります。

- ・医療費控除・寄付金控除・雑損控除の3つの所得控除

⑬V 「T－U」でその者の正式な年間の所得税を記入

⑭W 「V×102.1%」の金額を記入→所得税に復興特別所得税をプラスした金額

⑮X 「F－W」→概算年間徴収税額と正式年間税額を比較し、超過又は不足額を調整します。

【2】年末調整の結果を受け、令和4年分給与所得の源泉徴収票を作成し、2022（令和4）年分の正式な所得証明として、従業員等に配布します。